

「緊急かごっまゼロ災運動」展開中

- H29.12.31 まで -

年末年始建設業一斉集中監督実施期間

平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日

鹿児島労働局管内の建設業における労働災害は、平成 27 年の 290 件から平成 28 年は 314 件、平成 29 年は 10 月末速報値で 232 件(前年同期比 1 件増加)と増加傾向にあり、平成 29 年の死亡災害は 8 件(前年同期比 5 件増加)発生しています。名瀬労働基準監督署管内においては、平成 27 年 24 件、平成 28 年 25 件、平成 29 年 10 月末速報値 19 件(前年同期比 1 件減少、死亡災害は無し)と横ばいの傾向にあります。

これから迎える年末年始は、年度末に向けて多くの建設工事が発注され、工事全体が慌ただしくなる時期であること、建設工事における普段の作業内容や生活リズムが変化する時期であり、不測の災害の発生が懸念されること、さらには、年末年始休暇を除いた稼働日数が他の月より少ないにもかかわらず、例年、災害発生件数が多い時期であることといった特徴があります。

このため、鹿児島労働局では年末年始休暇をはさむ期間において更なる労働災害防止を図ることを目的として、「建設業一斉集中監督」を実施します。名瀬労働基準監督署においても、より多くの建設現場にうかがうこととしています。

- 【重点事項】
- (1) 墜落・転落による災害防止対策
 - (2) 建設機械による災害防止対策
 - (3) 土砂崩壊による災害防止対策

平成 29 年度年末年始無災害運動

平成 29 年 12 月 15 日～平成 30 年 1 月 15 日

「異常なし！ ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害」

年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなり、日ごろ行っている確認作業が不十分になったり、怠ったりすることでミスや事故が生じる可能性が高まります。

各事業場におかれては、次の重点事項等を参考に、普段にも増して積極的な安全衛生活動をよろしくをお願いします。

【事業場における重点事項等(ダブルチェック)】

作業前点検の実施 作業手順や交通ルールの遵守 非正常作業における安全確認の徹底 保護具等の点検の実施 転倒等への注意 労働者の健康状態の確認

【具体的な取組みの一例】

典型的な労働災害である墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害の防止 腰痛予防対策の徹底 KY(危険予知)活動、4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の徹底 機械設備に係る定期自主検査及び作業開始前点検の確実な実施 安全衛生パトロールの実施、火気の使用時における管理の徹底 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労基署 だより

第 126 号

H29.11.22

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1 時間 **737 円**

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/jireitoukei/pamphlet_leaflet/roudo_u_kizyun/saitin/saitin.pdf)

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。

0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。